

別紙 原告に対する名誉毀損部分一覧表

不正に類する事実指摘

番号	記事内の記述 投稿日時・本文	A 摘示された事実 B 同事実が原告会社の社会的評価を低下させた理由	被告の反論	被告反論に対する原告の再反論
①	2014/4/4 板橋区を懲戒免職されたホタル博士・阿部宣男さんが、「処分は不当」と訴えた記者会見でマスコミに配布した資料を見て驚きました。これでは、「無実の証拠」どころか「犯罪の証拠」です。能登町の公社との契約に「板橋区ホタル生態環境館館長」として捺印していますが、「館長」は單なる通称にすぎず、板橋区にはホタル館「館長」というポストは存在しません。また阿部さんには板橋区を代表して他団体と契約できる権限はありません。館長でもないのに「館長」と偽って契約したのはまるで、詐欺です(甲1-104)。	A 原告が、通称である「館長」を用いて文書に調印し「詐欺」にあたる「犯罪」行為を行った。 B 原告が、あたかも詐欺や公文書偽造などの行為を行ったかのように指摘し、原告が犯罪行為を行った反社会的人物であるかのような評価を加えるもので、原告の社会的評価を低下させるものである。	(各表現行為①～④共通) ・ 区議会議員としての政治活動そのものであり、違法性がない。 ・ 各表現行為は、原告の社会的評価させるものではない。 ・ 「真実性のある表明事実を主要基礎とし、その経緯事実や周辺事実から推論した表明事実について、真実であること、真実であると信ずることについて相当な理由があることの完全な照明がなくても、疑念、疑惑として合理的な根拠があり、国民、政党、議会等あるいは司直の手によって今後更なる真実究明をする必要があることを社会的に訴えるために、これを意見なし論評として表明することは民主的政治の維持のために許容されるべき」と判示した東京高裁平成14年5月23日判決を引用した上、各表現行為は、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づいた論評であり、公務員による不正行為を糾弾するという高度に公共性のあるテーマに関して論評しているものであって、正当な政治活動(表現行為)として許容される。 ・ 事実の摘示に当たるとしても、公益の利害に関する事実であり(被告準備書面(3)第2の2の(2))、目的の公益性(被告は区議会議員であり、区制や税金の使途等について調査し問題があれば追及すべき立場にある。原告が懲戒免職されたこと及び懲戒免職された経緯、理由について調査することは、区議として当然の職務である。被告はホタル飼育事業をめぐる疑惑を解明することを目的とし、その調査から、原告が不正行為の末に懲戒処分されるに至ったことを知り、発言したのであって、その目的は公益を図ることにあることは明らかである。), 内容の真実性(板橋区の調査で、被告の摘示した事実は真実と判明している。)から、違法性がない。	(各表現行為①～④共通) ・ 摘示された事実は真実ではない。板橋区の懲戒処分当時の調査が事実に基づかないものであったことは、既に明らかとなっている(原告準備書面(19)参照)。 ・ 政治活動上の発言ととらえることはできない。 ・ 万が一、被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下していたとしても、それ故に、その後の社会的評価を低下させる表現行為が名誉毀損行為にならないなどという主張は経験則及び裁判例に反する。対象者の社会的評価が低下している場合であっても、さらに情報が幅広く掲載され、拡散されることによって、同人の社会的評価がより一層低下することは十分にあり得る。 ・ 被告が引用する東京高裁判決は、県議会議員の不正行為を対象としたもので、単なる自治体の一般職員を対象としたものではない。 ・ 被告の表現は、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を) だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」などと、ほとんど人格的な攻撃に及ぶものであって、表現自体相当でない。特に、原告に対して「犯罪」とか「詐欺」と論ずることは、人身攻撃そのものである。被告は、各表現行為について、政治的論評として許容されると主張するが、論評としての域を明らかに逸脱している。 ・ 板橋区の区議会議員という立場にある者が、一区民である個人について「犯罪者」ないし「犯罪者」である疑いがあるなどという、社会的信用を著しく陥れるような事実を公然と摘示するにあたっては、まず、当該個人の言い分に丁寧に身を傾けるべきで、かかる事実の確認を怠り、原告が別訴で係争中の対立当事者の板橋区の主張を盲目的に取り上げるような表現行為は公正な論評とは言えない。 ・ 被告の「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を) だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」であるとの表現が相当でなく、原告を誹謗中傷し、原告に対する敵意を一方的に表出させているもので、本件事実の摘示及び論評は、専ら公益を図るためになされたものであるとは言えない。 ・ 真実相当性に関して、原告準備書面(21)第1の2～4頁に詳述する通り、真っ向から対立している原告と板橋区との主張の内、被告が依拠する資料は専ら一方の板橋区側の立場から作成された資料であり、また、被告は、双方の主張の理解も不十分なまま、原告その他の関係者に事実関係を十分に確認することなく、勝手な憶測に満ちた表現行為を繰り返している。 しかも、被告は、原告が「詐欺」や「偽造」などの「犯罪」を行っていると思わせる重大な指摘をするものであるから、慎重な調査をして初めて許されるべきで、未だ疑問にとどまる事項について、十分な調査を尽くさず根拠が不十分なまま、それが真実であるかのように理解できるような表現行為を行ったものである。 したがって、被告人が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。

			<ul style="list-style-type: none"> そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、板橋区においてさえしていない。 被告はクロマルハナバチの販売計画が原告の独断で行われた不正であったと指摘し、その根拠として坂本区長の答弁を根拠として引用するが、当該答弁は、事実に反しているばかりか、被告の引用した箇所は、いずれも能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業に関する答弁ではないのであって、被告の引用は誤りであり、全く根拠とならない（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁、原告準備書面（16）第1の2・6～8頁参照）。 被告は、「能登町と板橋区との間で収益事業に関わる協力関係が存在すれば、必ず板橋区議会に報告される」と指摘するが、当を得ておらず、正確性も書いている（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁）。 被告は、能登町に対して「板橋区が一方的に秘密裏に協力していれば」と主張するが、板橋区の協力は「秘密裏」のものではなく、原告も「秘密裏に」協力していたと主張するものではないし、また、被告は、「能登町の予算で執行されるべき」事業「に板橋区が関与することは、区の行政目的から逸脱するものであり、公金支出の多少にかかわらず、主権者である区民に説明されるべき事柄」と主張するが、板橋区は何らの予算計上もしていないのであり、「公金支出の多少にかかわらず」として公金支出があったことを前提としている被告の認識は事実に反している。 能登町と板橋区とのエコポリス協定締結協議の経緯（甲72～75）から、板橋区が能登町の事業に協力している認識があったことは明らかである（その他、原告準備書面（11）第2の2の(2)・11、12頁、原告準備書面（7）第2の2・8～22頁、甲143・16～26頁）。 <p>(相当性について) 原告準備書面（21）第2の1の5～8頁で詳述するとおり、被告が示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
②	2014/4/19 区民をだまし、特定業者に便宜を供与し不正を行った公務員は弱者ではありません（甲1-89）	<p>A 原告が特定業者に便宜を供与し不正を行った</p> <p>B 原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与え、もって原告会社の社会的評価を低下させるものである。</p>	<p>(掲示事実の真実性について)</p> <p>(相当性について)</p> <p>(掲示事実の真実性) 掲示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、上記のとおり、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている（原告準備書面（19））。 <p>(能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は、能登町への「ハチの飼育販売は実際には原告とその協力者によって行われてきた」と主張するが、能登町に供給するハチは、能登町で採取されたハチを繁殖したもので、これを飼育していたのは、武蔵野種苗園とその後任であるイノリ一企画であり、一方、ホタル館で飼育されていたハチは、長野県小諸市で採取されたハチで、そもそも種が異なり、原告は能登町を含めいなかる第三者にも販売していないのであり、板橋区も、原告が、ホタル館で飼育していたハチを第三者に販売していたと主張していない。 駒野氏は、長年ホタル館でボランティアとして活動してきた者で、武蔵野種苗園の事業撤退を受けて、能登町の事業が頓挫しないように、能登町の事業及びこれに協力する板橋区のために、イノリ一企画として後任を引き受けたのであり、イノリ一企画の住所としてホタル館を記載したのは、提出の際も、ボランティアとして主にホタル館で活動していたという事情からであり、実際に、ホタル館を事業の拠点としたことはなく、また、イノリ一企画が板橋区の信用を利用していたという事実はないのであって、原告が、これを「容認」して便宜を図ったという指摘は当たらない（甲147、148、150、151）。逆に、板橋区は、武蔵野種苗園及びこれを引き継いだイノリ一企画から、無償で、ハチの飼育を通してできた用土をもらい受けホタル館に利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたことは、板橋区の職員も認めおり（甲144・5頁）、板橋区の公的な発表（甲55・6頁）からも明らかで、イノリ一企画は一貫して能登町及びこれに協力する板橋区のために活動し無償で尽くしてきたのである。 板橋区の協力の下で、能登町と武蔵野種苗園がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んできることは、「サンデー毎日」（甲56の4）や能登町の広報誌（甲64・5頁）にも記載がある。 <p>(小山町関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、ルシオラの主任技術者として記されている点について、認識していなかった。 特許料に関しては、板橋区の方針として、平成14年前から付き合いのあった自治体、団体に対し

			<ul style="list-style-type: none"> そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、板橋区においてさえしていない。 被告はクロマルハナバチの販売計画が原告の独断で行われた不正であったと指摘し、その根拠として坂本区長の答弁を根拠として引用するが、当該答弁は、事実に反しているばかりか、被告の引用した箇所は、いずれも能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業に関する答弁ではないのであって、被告の引用は誤りであり、全く根拠とならない（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁、原告準備書面（16）第1の2・6～8頁参照）。 被告は、「能登町と板橋区との間で収益事業に関わる協力関係が存在すれば、必ず板橋区議会に報告される」と指摘するが、当を得ておらず、正確性も書いている（原告準備書面（11）第2の2・9～11頁）。 被告は、能登町に対して「板橋区が一方的に秘密裏に協力していれば」と主張するが、板橋区の協力は「秘密裏」のものではなく、原告も「秘密裏に」協力していたと主張するものではないし、また、被告は、「能登町の予算で執行されるべき」事業「に板橋区が関与することは、区の行政目的から逸脱するものであり、公金支出の多少にかかわらず、主権者である区民に説明されるべき事柄」と主張するが、板橋区は何らの予算計上もしていないのであり、「公金支出の多少にかかわらず」として公金支出があったことを前提としている被告の認識は事実に反している。 能登町と板橋区とのエコポリス協定締結協議の経緯（甲72～75）から、板橋区が能登町の事業に協力している認識があったことは明らかである（その他、原告準備書面（11）第2の2の(2)・11、12頁、原告準備書面（7）第2の2・8～22頁、甲143・16～26頁）。 <p>(相当性について) 原告準備書面（21）第2の1の5～8頁で詳述するとおり、被告が適示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
②	2014/4/19 区民をだまし、特定業者に便宜供与し不正を行った公務員は弱者ではありません（甲1-89）	A. 原告が特定業者に便宜を供与し不正を行った B. 原告が不正行為を行う公務員であるという印象を与え、もって原告会社の社会的評価を低下させるものである。	<p>(掲示事実の真実性について) (相当性について)</p> <p>(掲示事実の真実性) 掲示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、上記のとおり、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解の和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている（原告準備書面（19））。 <p>(能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告は、能登町への「ハチの飼育販売は実際には原告とその協力者によって行われてきた」と主張するが、能登町に供給するハチは、能登町で採取されたハチを繁殖したもので、これを飼育していたのは、武蔵野種苗園とその後任であるイノリー企画であり、一方、ホタル館で飼育されていたハチは、長野県小諸市で採取されたハチで、そもそも種が異なり、原告は能登町を含めいなかる第三者にも販売していないのであり、板橋区も、原告が、ホタル館で飼育していたハチを第三者に販売していたと主張していない。 駒野氏は、長年ホタル館でボランティアとして活動してきた者で、武蔵野種苗園の事業撤退を受けて、能登町の事業が頓挫しないように、能登町の事業及びこれに協力する板橋区のために、イノリー企画として後任を引き受けたのであり、イノリー企画の住所としてホタル館を記載したのは、提出の際も、ボランティアとして主にホタル館で活動していたという事情からであり、実際に、ホタル館を事業の拠点としたことはなく、また、イノリー企画が板橋区の信用を利用していたという事実はないのであって、原告が、これを「容認」して便宜を図ったという指摘は当たらぬ（甲147、148、150、151）。逆に、板橋区は、武蔵野種苗園及びこれを引き継いだイノリー企画から、無償で、ハチの飼育を通してできた用土をもらい受けホタル館に利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたことは、板橋区の職員も認めおり（甲144・5頁）、板橋区の公的な発表（甲55・6頁）からも明らかで、イノリー企画は一貫して能登町及びこれに協力する板橋区のために活動し無償で尽くしてきたのである。 板橋区の協力の下で、能登町と武蔵野種苗園がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組んできることは、「サンデー毎日」（甲56の4）や能登町の広報誌（甲64・5頁）にも記載がある。 <p>(小山町関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原告は、ルシオラの主任技術者として記されている点について、認識していなかった。 特許料に関しては、板橋区の方針として、平成14年前から付き合いのあった自治体、団体に対し

			<p>では特許料を請求しない扱いをしていたため、平成 14 年以前から交流があった小山町については特許料を請求しないという扱いであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 板橋区が、小山町と同様に特許料を徴収していない自治体、団体でのホタル再生事業について区の事業として公認していることは、区議会における質疑・答弁内容（詳細下記）から明らかである。 <p>(相当性について) 原告準備書面（21）第 2 の 2 の 8,9 頁で詳述するとおり、被告が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>
③	2014/5/15 板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの（甲 1-54）	<p>A 原告がかわった板橋区による他団体でのホタル再生事業は全て原告の独断によるもの</p> <p>B 原告が区の業務命令に基づかず、独断で仕事を遂行し、あたかも権限外の行為をしたかのように評価するもので、原告の公務員としての品性や信用性を貶めるものである。</p>	<p>(掲示事実の真実性について)</p> <p>(相当性について)</p> <p>(預かり飼育の主張) 「ホタル再生事業」は「預かり飼育」（各地のホタルを板橋区ホタル生態環境館で預かり飼育したのち、現地に放流するイベント）を意味するもので、板橋区は「預かり飼育」を公認しておらず原告の独断でなされたものであり、掲示した事実は真実である。 被告は、①いわき市でのホタル放流イベント、②鎌倉市の鶴岡八幡宮神社でのホタル放流、③渋谷区の小学校でのビオトープ計画の 3 か所について直接関係者に電話取材を行い、飼育の実態を調査した。 平成 26 年 3 月 7 日に、板橋区長が被告の質問に対し、「ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません」と答弁しているため、板橋区が預かり飼育を承認したことではないと信じるについて相当な理由がある。</p> <p>(表現行為が意味する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「板橋区ホタル生態環境館（旧・ホタル飼育施設）の元飼育職員（ホタル博士）がかわった他団体のホタル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの」との記述は、一般読者の普通の読み方を基準とすれば、原告がかわったホタル再生事業は、その全てが板橋区の承認なく原告の独断でなされたものという印象を読者に対して与える。 <p>(掲示事実の真実性について) 掲示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小山町における再生事業は、小山町長から板橋区長宛てた公文書で原告の派遣依頼がなされており、原告は、小山町にかかる再生支援業務について口頭かつ文書で上司等に報告しており、小山町に対するホタル再生支援は、板橋区の承認の上でなされたものである（甲 116-1 乃至 5, 61-1）。小山町が平成 10 年にホタル館を訪問しており、平成 14 年 1 月以前から交流のある自治体であることも、板橋区は認識していたものであり（甲 115・11 頁）、平成 14 年 1 月以前から相談等を受けたことのある所からは特許使用料を取得しないことも、板橋区の承認に基づくものである。 被告は、再生事業全てが板橋区の公認なく原告の独断によるものと指摘するが、板橋区は 25 件について特許使用料を取得しており、これらについて板橋区の業務であることを述べている他、業務であることを当然の前提としている（平成 26 年（行ウ）第 356 号平成 26 年 10 月 6 日付被告準備書面（1）16 頁）。 ホタル再生事業は、有償・無償の支援含めてすべて板橋区の承認のもとに行われてきた、これは、板橋区の議会答弁の内容からも明らかである（甲 123,145,152,89）。 <p>(相当性について) 原告準備書面（21）第 2 の 3 の 9~11 頁で詳述するとおり、被告が掲示した事実を真実であると誤信したことについて、到底、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p> <p>(公正な論評にも当たらない)</p> <ul style="list-style-type: none"> そもそも、被告は、事実に対して評価を加えたものではなく、ホタル再生事業が全て板橋区の公認に基づかず原告の独断で行われたという事実を述べているのであるから、論評に当たらない。 仮に、論評に当たるとしても、上記板橋区議会の質疑答弁内容や、その議会に被告自身が参加していたことなどからすると、被告の表現行為は、区議会における被告自身や他の区議・板橋区の発言と正面から矛盾する内容にもかかわらず、十分な調査を行わず、一方的に「原告による独断である」と確定的に決めつけていっているのであり、ホタル再生事業の実態がどのようなものであったか疑惑や疑惑を提示して、真実を探求するための調査を求める趣旨の政治活動とは到底言えず、被告のゆがんだ偏見に基づく原告に対する人身攻撃であって、およそ公正な論評に当たらない。 <p>(被告準備書面（16）における預かり飼育の主張について) 原告準備書面（15）の 16~22 頁に詳述するとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告の表現行為にかかる「ホタル再生事業」は、「被告の特許権を利用してほかの自治体等でホタル水路整備を行うこと」であり、板橋区議会においてもそのように認識されて、被告も被告準備書面（16）まで、平成 26 年 12 月 10 日付け答弁書以下各準備書面で、これを前提に主張してきた。 被告のかかる主張は従前とは異なる新たなものである。 被告が突如主張を変更したのは、従前の被告の主張が事実に反することを認識し、故意に主張を変遷させたものである。 被告による、原告が預かり飼育を主張したという事実は、一切証拠上示されず、根拠がない。

			<ul style="list-style-type: none"> ・何が公の「利害」にあたるのか不明であり、公共の利害に関する発言とは認められない。 ・被告が表現行為の中で指摘する、和光大学に関する「2006年かわ道楽冊子」、多摩市立東寺方小学校に関する「市民提案型まちづくり自動補助金」、調布市深大寺に関する「調布経済新聞」、石川県金沢市寺町に関する「北國新聞」、福島県いわき市に関する「朝日新聞」、日本大学工学部に関する日本大学新聞のニュース、渋谷区立臨川小学校に関するリンクサイトの「学校だより6月号」には、いずれも、ホタル生態館で預かり飼育がおこなわれたとの事実は一切述べられておらず、自ら提示した客観的資料からも、被告の主張は裏付けられていない。 ・ホタル館では、預かり飼育は原則行っていない。 ・原告は、特許権実施料が払われた鶴岡八幡宮から、螢の生態を一時預かり飼育して返却してほしいとの依頼を受け、上司に報告した、夜間公開に影響が生じない限り行って構わないとの回答を得たため対処したが、こうした扱いは例外的で、上司の了解を得てなされた。 ・被告による板橋区の認識の問い合わせにつき、誰に、いつ、どのようにして質問紙回答を受けたのかまるで明らかではなく、客観的資料も存在しない。 ・板橋区長の答弁は、一般的なホタル館の性質として、他の自治体等からホタルを預かって飼育する施設ではないというものであり、他の自治体等から個別の依頼を受けてごく例外的にそれを承認した事実があるか否かに関し、直接に回答したものではない。個別の依頼を受けてごく例外的に「預かり飼育」を公認していなかったと断定することはできない。 ・被告の調査はいつ、どのように、誰に何を確認したのか客観的資料を一切示していない。原告には何も確認もしていない。被告が主張するような回答があつたことを認めることはできない。
④	<p>2014/6/9 板橋区の下職員の阿部宣男さんが、懲戒免職処分を不服として区長を提訴しました。元職員の会見を報じた新聞には「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2010年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しない、などと主張した」(朝日新聞6月6日)と書かれています。しかし、09(平成21)年7月の契約書は、阿部さんが示したもので、阿部さんも3月の会見でマスコミに配布した資料です。「09年7月に業者は存在しない」というなら、阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業</p>	<p>A 平成21年7月の能登町の事業に関する作成された契約書について、原告が日付を偽造し、能登町を欺いている</p> <p>B 原告は、当該文書について能登町から依頼を受けてその日付の文書を作成したと説明しているのであり、能登町を欺くという事態は起こりえないし、「偽装」という問題も起こりえない。当該文書に関する事実関係を十分に認識・把握することなく、一方的に「欺く」「偽装」等の表現を用いることによって原告の品性、信用を失墜させるものである。</p>	<p>(掲示事実の真実性について) (相当性について)</p> <p>(真実性について) 掲示事実はいずれも事実に反する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区の懲戒処分当時の調査・報告が事実に基づかないものであったことは、上記のとおり、別件訴訟において、裁判所が原告の全面的な勝訴的和解勧告を行い、板橋区もこれを受け入れたことから、既に明らかとなっている(原告準備書面(19))。 ・イノリーエンターテインメントの駒野氏は、武蔵野種苗園の撤退によりクロマルハナバチの飼育販売事業が頓挫しかけている能登町を救うため、及び能登町に協力していた板橋区のために、能登町から請われて(甲63)、板橋区の了解のもとで、平成21年7月1日付「業務提携契約書」及び「売買契約書及び秘密保守契約書」を作成したもので、原告が独断で、能登町を騙したというのは、事実と異なる。 ・板橋区が、区として能登町のクロマルハナバチの飼育販売事業に協力してきた経緯や、板橋区の協力行為における原告の役割、平成21年7月1日付「業務提携契約書」及び能登町との「売買契約書及び秘密保守契約書」のいずれも能登町がその作成を要望したことを踏まえれば、原告が能登町を騙したなどという被告の掲示事実が実態とはかけ離れたもので、全く真実性を満たさないものであることは明らかである。 ・そもそも、原告が能登町を騙したなどという主張は、原告を懲戒処分とした板橋区においてさえしていない。 <p>(相当性について) 原告準備書面(21)第2の5の11,12頁で詳述するとおり、被告が掲示した事実を真実であると認めたことについて、確実な資料根拠に照らして相当の理由があるとはいえない。</p>

者には法人として実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます（甲1-35）		
---	--	--

別紙 原告に対する名誉毀損部分一覧表

累代飼育に類する事実指摘

番号	記事内の記述 投稿日時・本文	A 摘示された事実 B 同事実が原告会社の社会的評価を低下させた理由	被告の反論	被告反論に対する原告の再反論
(1)	2014/5/16 「西川さん、一言でいえば『ホタル飼育はウソだった』ということです。その証拠固めをしているのが現状です。」	A 原告が板橋区ホタル生態環境館において行っていたホタル飼育が「ウソだった」、すなわち板橋区ホタル生態環境館においてはホタルの飼育が行われていなかったという事実を摘示 B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	① 社会的評価の低下がない a. ホタル累代飼育の実態がなく、虚偽の科学である b. 被告の発言以前に社会的評価はすでに低下していた c. ホタル累代飼育が実態を欠くなら、特許自体実態を欠くので低下する社会的地位がない。 ② 板橋区による2014年1月27日の調査結果は、原告による毎年の飼育報告が事実に反することを示しており、累代飼育が続いてきたことを裏付ける資料・記録は原告の主張しかないことから、事実関係を踏まえた合理的な推論に基づく論評であり、正当な政治活動であるから違法性がない。 ③ ホタル累代飼育は区の公共事業であるから公共的事項に関する事実であり、事実摘示の目的は公益を図ることにある。現存するホタルのDNA検査から、累代飼育を行ってきたという原告の報告は虚偽であり、摘示した事実は真実である。仮に真実でないとしても、表現行為以前から板橋区が行っていた調査、板橋区職員の「他所からホタルを持ち込んだとの証言がある」との答弁、原告著書に目を通すなどの個人的調査結果からすれば、真実であると信じるにつき相当の理由があったから、違法ではない。	①について ・累代飼育や特許に実態があることは、原告の諸論文・長年の記録から明らか。 ・板橋区の生育数調査においても、ホタルの累代飼育の実態がなかったという結論にはなっておらず、その原因も不明。被告の発言以前に「累代飼育が科学的検証に耐えうるものではない」との発言があったか確認できず当該主張の根拠不明、社会的評価の低下があったという事実は認められない。 ・仮に、被告の発言以前に社会的評価が低下していたとしても、さらに情報が幅広く掲載され拡散される結果、社会的評価がより一層低下することはある。 ②について ・一連の被告の発言をみれば、政治活動上の発言と捉えることはできず、原告に対する人格攻撃である。 ・被告の言論は、目的が専ら公益を図るものではなく、前提事実の主要な点が真実であるとの証明ができるおらず、批評等が論評としての域を逸脱しており、また、論評の必要性もなく、違法である。 ③について (公益目的) ・一連の被告の発言をみれば、被告は、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を)だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」などと述べており、論理的反駁というよりも、原告に対し誹謗中傷・敵意を一方的に表出させているから、専ら公益目的を図るためとはみられない。 (真実性) ・板橋区は、「ホタルが飼育されていたという事実は争わない」として、ホタル飼育の実態を認めていた(甲33,34)。 ・被告が依拠する乙2号証は著しく信用性が低い(詳細な主張は原告準備書面(8)参照)。 (真実相当性) ・被告の発言は、板橋区と原告との間で意見が対立する事柄につき、一方当事者のみの意見や資料に偏って発言しており、被告の個人調査も不十分かつ不適切である。板橋区による2014年1月27日の調査に対し、調査方法や調査結果について複数の大学教授からの批判的意見を含め多くの疑問が呈されていたこと、板橋区は累代飼育を否定していないこと、「持ち込み証言」は一貫して調査中であり何ら事実関係が確認されていなかったこと、生物の近親交配は避けられるべきとの一般論をホタルにあてはめることにつき根拠がないこと等(原告準備書面(18)参照)から、ホタル飼育がおこなわれていなかったとの事実を真実と信じるにつき相当の理由はない。
(2)	2014/6/11 『Q 「持ち込み」について、「むし企画」ルート、「神社」ルートを含め、調査をすすめていただきたいのですが、いかがですか? 懲戒免職された元職員は、これまで多くのウソを言ってきました。』	A ホタル館における累代飼育について否定的な意見を示すとともに、「原告がたくさんのウソを言ってきた」とし、かつ、その一例として、原告は、「クロマリハナバチのフェロモンには抗菌作用があり、ホタルと共生関係がある」との事実はないのにると「ウソを言って」いたという事実を摘出したもの	(3)に対する個別具体的な反論は見当たらない	原告準備書面(20)第1の1・2~4頁に詳述 ・本件で、原告の知見は、既述(原告準備書面(7)4~8頁)のとおり、ホタル館における長年の取り組み、実績に裏打ちされたものである。したがって、仮に、かかる実績に裏打ちされた知見が誤りであると主張するのであれば、単に「学術的な証明」がないことを指摘するのではなく、かかる知見が誤りであることについて「学術的に証明」されていることを主張するべきであるところ、被告から、原告の当該知見を「学術的な証明」をもって明確に否定する根拠は何ら示されていない。 ・また、被告の表現については、単に、原告の知見を否定するに足りる根拠がないだけにとどまらず、原告に対して「たくさんのウソを言って」きたとし、嘘つきと決めつけており、かかる表現は、知見の科学的な確からしさの問題とするのではなく、単に原告の人格を攻撃するもので、社会的評価を低下させるものであり、「公正な論評」や「真実性または真実相当性がある」として正当化されるべくもなく、名誉毀損が成立することは明らかである。

	クロマルハナバチのフェロモンに抗菌作用があり、ホタルと共生関係があるとの話には、何の学術的根拠もありません。』	B 原告の知見を根拠なく否定するだけではなく、原告が「たくさんのウソを言てきた」として原告の人格を貶め、もって、社会的評価を低下させたものである。		
(3)	2014/6/7 「こなみひでお」という人物が投稿した「阿部宣男氏の博士論文を下敷きにした著書はヤフオクで100円ぐらいで買って読んでみたけど、あまりのひどさに、こんな人と自分が同じ理学博士なのかとがっくり来たもんだ。」という文章に対し、リツイートする形で、「指導教授はホタルのせせらぎづくりをする会社を設立し、阿部氏がその会社に利益供与していました」と発言。 さらに、上記の被告のリツイートに対し、「こなみひでお」という人物が「なるほど、稻垣輝美氏ですね。よくわかりました。」というさらなるリツイートについて、特にコメントは付さずにリツイートし、被告自身の発言も含めて上記の一連の発言を発信。	A 原告の執筆したホタル飼育に関する博士論文の内容の「あまりのひどさ」を強調して否定し、原告が、指導教授稻垣輝美氏の設立したホタル累代飼育の特許に基づくせせらぎを製作する会社に、「利益供与していた」という事実を指摘したもの B 原告が長年実現してきたホタル累代飼育を否定し、あたかも原告が指導教授の会社に金品の供与をし、金儲けのために累代飼育を行っていたことを印象付け、社会的評価を低下させたものである	(3)に対する個別具体的な反論は見当たらない	原告準備書面(20)第1の2・4~8頁に詳述 (1)に加えて、 (真実性) ・原告は、板橋区の特許権を使用してせせらぎを制作する希望を持つ者に対し、濾材等の材料や人員を提供できる有限会社ルシオラ(稻垣照美氏が2003年~2009年まで代表取締役)を紹介したに過ぎず、かかる紹介行為は利益供与にはあたらない。 (真実相当性) ・原告及び代理人弁護士は2014年3月28日になされた懲戒処分に対し、同年4月3日、懲戒処分の不当性を訴える記者会見を開き、資料を提供して説明し訴訟を提起することを明らかにした、同年6月5日には懲戒処分取消訴訟が提起された、このように、被告は、批判的情報に接していたのであり、一方当事者である板橋区からの情報のみを鵜呑みにすべきではなかった。
(4)	2014/7/19 『私は、最初からホタル館のせせらぎでは人工飼育していなかったという立場ですので、「殺された」と主張している人たちが立証すべきことだと思います。現時点で明らかになっている事実は、2万匹を成虫にするような飼育実態はなかったことを示唆しています。』	A 原告がホタル館のせせらぎにおいてホタルを人工飼育していないかったとの事実、及び、ホタル館でホタル2万匹が生息しているという原告の報告が虚偽であるとの事実を掲示 B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として	(1)と同じ	(1)に加えて (真実相当性) ・原告が板橋区を提訴したこと、区長が累代飼育は継続されていると答弁したこと、ホタル館で110匹以上のホタルの飛翔が確認されたこと、調査では一匹も確認されていなかったヘイケボタルが羽化しており、推定数からかけ離れたホタルが確認され調査の信用性が著しく阻害されたこと、原告が多数のスライドを見せて被告に直接示して、調査時のホタル幼虫は非常に小さく調査で発見されたものとは異なることなどを説明したことなどから、より一層、ホタル飼育がなされていないという事実を信用することが相当ではなかったこと(原告準備書面(18)参照)

	「責任は2万匹と虚偽の報告をしてきた飼育担当者の阿部宣男氏にあります。」	板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。		
(5)	2014/8/19 「私は、このホタル館を閉じる、閉じないっていう話をして、あるいはどこそこに引き継げるとか何とか、技術、特許の話も出ましたけど、全部が全部、検証しなきゃいけない対象だと思います。25年間の累代飼育が本当にあったのかどうかっていうところからして、阿部宣男さん元職員しかこのことを言つていなくて、我々はその人が言っていることが本当だと思って、25年間来ちゃったっていうのが事実ですよ。(「だまされたんだ」と言う人あり) 「だまされたんです、本当。そういった、だまされたまま、そのだまされたってことを区民にも言わないまま、だまされたってことを隠して、ホタル館はよかったですね、皆さんに喜んでいただいたね、思い出も残しましょうねっていうことをやるっていうのは、とんでもない不届きだと思うんですよ。二重、三重に区民をだます結果になる。」	A ホタル館において、ホタルの累代飼育はなされていなかつたという事実、及び原告が区民を欺罔してホタル累代飼育が行われていたかのように偽装していた事実を摘示 B 板橋区ホタル生態環境館における原告によるホタルの累代飼育が偽装であったという評価を与え、長年公務員として板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。	(1)と同じ	(1)(4)と同じ
(6)	2015/1/13 25年間にわたるウソに渋着をつけず、あいまいにしたままの方が選挙に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわ	(1)同じ	(1)同じ	(1)(4)同じ

	なければいけない。			
(7)	2015/1/20 25年間の飼育実態が 何も確認できない。裁 判なら疑わしきは罰せ ずかも知れないが、行 政では疑わしきに公金 を支出せずが当然。	(1)と同じ	(1)と同じ	(1)(4)と同じ
(8)	2015/1/25 これまで板橋区ホタル 生態環境館でおこった 事件や成果・業績は、 すべて元飼育担当職員 による報告や証言によ るもので、客観的な事 実の裏付け（証拠）が あるものは何もありま せん。	(1)と同じ	(1)と同じ	(1)(4)と同じ
(9)	2015/1/26 うそつきな人でも、そ の人权は守らなきやい けない。でも、うそつ きな人の社会的信用ま で守らなきやいけない か、というとそうでも ない。	(1)と同じ	(1)と同じ	(1)(4)と同じ
(10)	2015/1/26 区の調査で飼育がウソ だったことがわかった 板橋区ホタル生態環境 館。たくさんの政治家 ・議員もだまされました。 http://www1.dpj.or.jp/ news/?	(1)と同じ	(1)と同じ	(1)(4)と同じ
(11)	2015/2/9 板橋区のいたる所で、 平和と幸せにいたる政 治をめざす松崎いたる です。 4年前の東日本大震災 と福島の原発事故で、 福島県大熊町の人々は ふるさとを奪われ、い まだに帰ることが出来 ません。その大熊町の 人たちの、ささやかな 希望の光となってきた のが、大熊町のホタル を25年間、代々飼育	A ホタル館において、ホタルの 累代飼育は「25年間の全期 間に亘って」なされておらず 「持込み飼育であった」いな かつたという事実、及び原告 が区民を欺罔してホタル累代 飼育が行われていたかのよう に偽装していた事実を摘示 B 板橋区ホタル生態環境館にお ける原告によるホタルの累代 飼育が偽装であったという評 価を与え、長年公務員として	(1)と同じ	(1)(4)記載の事実に加えて (真実相当性) ・乖離報告書(乙2)発表後の表現であるが、乖離報告書自体に信用性がないこと(原告準備書面(8)、 (18)) ・反対当事者である原告がその信用性をあらそっていたことを被告も認識し得たはずであること(原 告準備書面(18)、甲187~189) ・乖離報告書も25年の全期間の累代飼育は否定していないところ、被告、「25年の全期間につい て持込み飼育が行われていた」との表現部分については、何ら裏付けとなる根拠が存在しないこと ・例年夜間特別公開が行われてきたことは争いがないところ、毎年2万匹のホタルを持ち込めば、1 匹数百円程度としても、5~600万円程度の費用が掛かることになるが、常識的にいっても、原告 が個人としてかかる経済的負担を25年に亘って継続していたとは考え難いこと

	てきたとされていました、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。 実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていましたというのです。	板橋区に勤務し、誠実に職務を遂行してきた原告の社会的な信用を失墜させ、もって、原告の社会的評価を低下させた。		
(12)	2015/2/21 板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えるとき、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。	(11)と同じ	(1)と同じ	(11)と同じ